

ロシアのウクライナ侵攻等に対する 米国の対ロシア、ベラルーシ関連の輸出規制強化の概要（改訂 7-2 版）

2022.3.4 10:00

2022.3.4 改訂 1 版／2022.3.7 改訂 2 版／2022.3.14 改訂 3 版／
2022.4.4 改訂 4 版（Rev 同 4.8）／2022.4.11 改訂 5 版／2022.4.27 改訂 6 版
2022.5.11 改訂 7 版（同 5.13 記載ミス修正等 7-2 版）

CISTEC 事務局

【注】3月3日に新設されたロシア産業への新規制に係る新たな規制品目リストに、新たに産業用エンジン、ボイラー、モーター、ファン、換気装置、ブルドーザー、木材製品等が掲載されたこと等を追加。赤字で記載（p11、p12、p19）※5/13 奢侈品の許可基準削除。

【注】ロシア航空大手 4 社を再輸出規制対象航空機を運航したとして、DPL（Denied Persons List）に掲載されたことを追加（改訂 6 版）。

【注】米国 4 月 8 日付の EAR 再改正内容、EU の当初発表以降の主要な輸出規制措置を反映。

【注】米国 4 月 1 日にロシア・ベラルーシ 120 企業等を Entity List に掲載し、内 95 企業等に対して直接製品規制を適用したこと等を記載。財務省 OFAC による関連の制裁拡大方針・措置も掲載。（4/8：「p2「EAR 対象」とされる品目」の説明がミスリードだったため修正）

【注】米国 3 月 11 日に、G7 共同声明を踏まえた奢侈品の輸出規制を追加掲載した。また、EU の各セクター向けの輸出規制について補足説明を追加した。

【注】米国 3 月 4 日（日本の 5 日 AM）の EAR 再改正により、韓国が、直接製品規制の許可免除等の規制除外がなされる国リストに追加掲載された（同リスト掲載国は計 33 ヶ国に）。

【注】3 月 4 日午前に、米商務省 BIS より重要な追加の規制が発表されたので、改訂版を発行する（当初版の一部訂正も含まれる）。

ロシアのプーチン大統領が、2 月 21 日に、ウクライナ東部の 2 つの自称「共和国」の独立を承認、軍を派遣し、更に、ウクライナへの全面的な軍事侵攻を開始した。ベラルーシもこれに同調する動きを見せている。

これに対して、米国、EU や我が国を含む主要国は、ロシア、続いてベラルーシに対して前例のない厳しい制裁を発動した。

ここでは、米国の EAR（輸出管理規則）による輸出規制の大幅な拡大・厳格化について、概略を整理する。

米国の今回のロシア関連の EAR（輸出管理規則）改正は全体で約 85 ページにわたるものであり、ここで整理したのは、特に重要ポイント部分についてのあくまで概略である。

＜全体の構成＞

■EARの基本的枠組み

■米国EARに基づくロシア向け輸出規制拡大の主要項目 ※(1)～(6)は2月24日発表

- (1) ロシア向けの要許可品目の大幅な拡大
- (2) ロシア向け軍事エンドユース・軍事エンドユーザー規制の対象品目の大幅な拡大
- (3) 従来のロシアの軍事エンドユーザーリスト掲載者 45 企業・団体の Entity List への移動等による全面禁輸化 ※計 49 企業・団体
- (4) ロシア向けについての新たな EAR 直接製品規制の追加・拡大
- (5) ロシア向けについてのデミニミス・ルールの新規制
- (6) ウクライナのいわゆる自称「ドネツク人民共和国」及び自称「ルガンスク人民共和国」向けについての規制の強化及び明確化
- (7) ロシア産業への新規制及び規制厳格化(米国3月3日、5月9日)
- (8) ロシア 81 企業・団体等の Entity List への新規掲載(米国3月3日)
- (9) 奢侈品(贅沢品)の新規制 (米国3月11日、5月9日)
- (10) EAR 対象航空機の公表と違反警告 (3月18日、同30日)
- (11) ロシア・ベラルーシ 120 企業等を Entity List 掲載／直接製品規制適用 (4月1日)

■米国EARに基づくベラルーシ向け輸出規制拡大の概要 ※3月2日発表

■参考

参考1 EUのロシア向け輸出規制概要 (2月25日発表)

参考2 日本のロシア向け輸出規制概要 (2月26日、3月1日、8日、25日発表)

ロシア向け輸出規制の説明の前に、今回の規制強化の前提となる EAR の基本的枠組みについて説明する。

■EARの基本的枠組み

○「EAR対象」とされる品目

[米国からの輸出の場合]：

米国内に存する品目

[米国外からの再輸出の場合]：

- ① 米国原産品目 (米国で製造された貨物、米国で開発されたソフトウェア・技術)
- ② デミニミス・ルール該当品目 (米国原産品目が最低基準値 (デミニミス値) を超えて一部に組み込まれた海外生産品目 (組込み品目))
※デミニミス値は 25%。テロ支援国向けは 10%。
- ③ 直接製品ルール該当品目 (米国原産技術又はソフトウェアで直接生産された製品)

○規制品目—外為法との比較

品 目		外為法	米 国 法
兵 器		リスト規制品目 輸出貿易管理令別表第1の 1～15の項 + 外国為替令別表 1～15の項	武器輸出管理法
汎 用 品	兵器の開発に転用 可能な ハイスペック品		輸出管理改革法(ECRA) と その下位のEAR
	上記以外	キャッチオール 規制品目 =16項 非規制品目 (食料,木材等)	米国独自規制品目 (AT規制等) リスト外規制品目 (=EAR99)

- ・リスト規制品目（CCLで規定）と、リスト規制外品目（EAR99）とがある。
- ・リスト規制品目は、①国際輸出管理レジーム合意に基づく品目と、②反テロ（AT）品目等の独自規制品目（多数）とがある。
- ・リスト規制品目は、規制品目番号（ECCN）が付されているが、品目分野に応じて、0～9のカテゴリーで分類されている。

米 国 法 の 規 制 品 目 分 類		外 為 法 の 項 番
0	核物質, 核施設・装置及びその他	(1項: 機微度の低い軍用品)
1	材料, 化学物質, 細菌, 有毒物質	5項: 先端材料 (3項: 化学・生物兵器)
2	材料加工	6項: 材料加工 (3項: 化学・生物兵器)
3	エレクトロニクス	7項: エレクトロニクス
4	コンピュータ	8項: コンピュータ
5	通信及び情報セキュリティ	9項: 通信関連
6	センサー及びレーザー	10項: センサー・レーザー
7	航法装置及び航空電子	11項: 航法関連
8	海洋技術	12項: 海洋関連
9	航空宇宙及び推進	13項: 推進装置(4項: ミサイル)

○規制対象行為

- ・輸出：米国からの輸出
- ・再輸出：米国原産品目、デミニミス・ルール該当品目、直接製品ルール該当品目の非

米国から第三国への輸出

- ・ みなし輸出：米国内の外国籍の者(米国永住権者を除く)に対する、技術・ソースコードの開示、移転
- ・ みなし再輸出：非米国内の外国籍の者(永住権者を除く)に対する、技術・ソースコードの開示、移転

■米国 EAR に基づくロシア向け輸出規制拡大の主要項目

1. ロシア向けの要許可品目の大幅な拡大

- EAR 対象のリスト規制品目（カテゴリ3～9）が全面的に許可必要
- 更に、カテゴリ0～2 も追加し、全面規制へ

【要許可品目拡大の内容】

- EAR 対象かつ EAR 規制品目リスト(CCL)のカテゴリ3～9 に該当する品目の全てのロシア向け輸出、再輸出(みなし輸出、みなし再輸出を除く)につき、許可が必要になった（ごく限定された許可例外に当たる場合は許可不要）。(2/24)
- カテゴリ3～9
 - (3)エレクトロニクス／(4)コンピュータ／(5)通信・暗号／(6)レーザ・センサー／(7)航法装置・航空電子／(8)海洋技術／(9)航空宇宙・推進システム
- 従来との比較
 - <従来>
 - ・カテゴリ3～9 の品目は、独自規制品目(規制理由が AT(反テロ)のみ)も、ロシア向けでも原則許可不要。
 - ・独自規制品目以外(AT(反テロ)以外の規制理由がある場合)でも、許可不要の場合が多々あった。
 - <今回>
 - ・独自規制品目も含めて、原則許可必要に。
 - ・非独自規制品目も、原則許可必要に。
- 更に、カテゴリ0～2 も追加し、すべてのカテゴリを規制対象化 (4/8)。
 - (0)核物質・施設・装置等／(1)：特別物質、化学物質、微生物及び毒素
 - (2)材料加工関連品目

【許可判断基準】

一定の場合のみ、ケース・バイ・ケース。それ以外は、常に不許可(policy of denial)

【認められる許可例外—7種類】

輸出、再輸出で認められる「許可例外」は約 20 種類あるが、今回認められるのは 7 種類のみ（しかも、そのほとんどにつき、更に適用範囲を限定）

- 報道機関による一定の一時的輸出・再輸出
- 米国政府による一定の輸出・再輸出
- ソフトウェアの更新—以下の民生エンドユーザー向けのみ
 - (i)米国企業の 100%子会社
 - (ii)他の米国企業と合弁している米国企業の外国子会社
 - (iii)米国企業及び本社がカントリーグループ A:5 国又は A:6 国に存する企業との合弁会社
 - (iv)グループ A:5 国又は A:6 国に本社が存する企業の 100%子会社
 - (v)グループ A:5 国又は小 A:6 国に本社が存する企業同士の合弁会社
- ※A:5 国（英仏独日豪等 37 カ国）
 - A:6 国（イスラエル、メキシコ、台湾、シンガポール等 8 カ国・地域）
- 個人的使用のための、一定の旅行手荷物等の輸出又は再輸出
- 航空機、船舶の一定の輸出、再輸出
- 一定の暗号品目
 - 上記の(i)~(v)のいずれかにあたる民生エンドユーザー向けのみ
- 一定の消費者用コミュニケーション機器の輸出、再輸出

2. ロシア向け軍事エンドユース・軍事エンドユーザー規制の対象品目の大幅な拡大

【軍事エンドユース・軍事エンドユーザー規制とは？】

- 一定品目の輸出・再輸出・国内移転で、軍事エンドユース又は軍事エンドユーザー向けと知りえた場合又は通知を受けた場合には許可申請が必要。
 - 軍事エンドユーザー規制では、用途が民生であっても適用され、許可必要(原則不許可)
- 定義
 - ①「軍事エンドユース」
 - ・武器品目、600 番台品目（機微度の低い武器品目）の開発、製造、保守等への支援・寄与するためのもの
 - ②「軍事エンドユーザー」
 - ・国の軍機関、州兵、国家警察、政府の報・偵察機関
 - ・軍事エンドユース活動への支援を目的とした機能・役割を担う組織・個人
- 規制対象国

- ロシア、中国、ベネズエラ、ミャンマー、カンボジア、ベラルーシ
- 規制品目
 - 一定の ECCN の 47 品目

【規制強化内容】

- ロシア、ベラルーシ向けのみ、全ての EAR 対象品目（リスト規制非該当品目(EAR99)を含む）が対象品目になった。

3. 従来のロシアの軍事エンドユーザーリスト掲載者 45 企業・団体の Entity List(EL)への移動による全面禁輸出

【軍事エンドユーザーリストとは？】

- 軍事エンドユーザー規制では、もともとは対象エンドユーザーのリストはなかったが、2020 年 12 月に、中国・ロシアの組織を対象にリスト化された（リスト掲載されていなくても、前掲の「軍事エンドユーザー」要件に該当する場合には規制対象となる）。
- リスト掲載されたのは、ロシア 45 組織、中国 58 組織。

【規制強化の内容】

- 従来のロシアの軍事エンドユーザーリスト掲載者 45 組織が Entity List (EL) に移動。また、その他のロシア 2 企業も EL に新たに掲載された。
- 軍事エンドユーザーリスト掲載者向けの輸出規制では、一定の 47 品目のみが許可必要（原則不許可）だった。これが、EL 掲載になったことにより、EAR 対象品目（リスト規制非該当品目(EAR99)を含む）の輸出・再輸出・国内移転は、新たに原則として許可必要となった（原則不許可）。
- また、上記の 47 企業・団体及び従来から EL に掲載されているロシア掲載者の内の 2 政府機関（計 49 組織）については、新たなロシア EL 掲載者向け直接製品追加規制が適用されることになった（後述）。

【上記の EL 掲載 49 組織】

- 日本政府も、49 組織に対して、輸出禁止措置を講じることが決定されている（3 月 1 日付け閣議了解）。
以下の日本政府（外務省）が指定した「特定団体」49 組織には、米国の今回の EL 掲載組織や、EU の制裁対象者の一部が含まれている。
- ◎輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の特定団体（外務省）

4. ロシア向けについての新たな EAR 直接製品規制の追加・拡大

今回、ロシア向けに適用された直接製品規制の強化は、20年にファーウェイ向けに拡大適用された規制をベースに行われている。このため、まず、従来パターン規制、ファーウェイ向けの拡大規制を説明した上で、ロシア向け規制を説明する。

なお、今回のロシア向けの新たな直接製品規制は、EU、日本、G7諸国等の33カ国は、許可は免除となっている（当初32カ国だったが、韓国、欧州4カ国が同様の輸出管理を実施することをコミットしたため、37カ国となった）。

【従来パターンの典型的な直接製品規制とは？】

○以下の2つの場合に、米国当局の許可が必要。

- ① 一定の米国原産のリスト規制技術・ソフトから直接、製造された品目(技術・ソフト・貨物)を、非米国から一定の懸念国（旧共産圏／テロ支援国／キューバ）に輸出する場合

(例) 半導体製造装置の設計図から製造した半導体製造装置

- ② 一定の米国原産のリスト規制技術・ソフトから米国外で直接的に製造されたプラント又はプラント主要部分（製造のために本質的な装置（試験装置を含む））から、米国外で直接製造された製品を、一定の懸念国（①と同じ）に輸出する場合

※ 利用される一定の米国原産の技術・ソフト、製造された品目のいずれも、限定的なもの（NS（国家安全保障）理由によるリスト規制のもの）。

※ 本規制は、旧共産圏であるロシア向けも適用されている。

【ファーウェイ向けに導入された新たな直接製品規制とは？】

○Entity Listに掲載されたファーウェイとその子会社向けに、台湾等の非米国で製造された半導体等が輸出されることを阻止するために、従来の直接製品規制を拡大適用する規制が、2020年5月、8月に新規に導入された。日本企業にも大きな影響を与えた。

(例) 台湾、日本等で、米国製の半導体製造装置や半導体回路自動設計ソフト（EDA）から製造された半導体を、EL掲載のファーウェイ等に輸出することを許可対象化

○従来パターン規制から拡大された点

- ① 利用される技術・ソフト／プラントの要件拡大
 - ・利用される技術・ソフト ⇒NS理由に限定されず、米国独自規制品の多くを含む EAR 対象の一定のECCN該当品目とされた。
 - ・利用されるプラント ⇒米国原産の一定のECCN該当品目から直接製造されたプラ

ントとされた。

※「EAR 対象」の場合は、米国原産品だけでなく、デミニミス・ルール対象製品、直接製品ルール対象製品が含まれることになり、広汎な品目が対象になる。

② 製造された製品の要件拡大

・ ECCN 該当品目の全てに拡大され（NS 理由によるもの限定されず）、更にリスト規制非該当品目（EAR99）も含まれる。

③ 仕向地の限定撤廃

・ 一定の懸念国向けに限定されず、ホワイト国も含む全ての国・地域が対象。

【今回のロシア向けの新たな直接製品規制】

ロシア向けは従来パターンのものが拡大され、EL 掲載 49 組織向けはファーウェイ向けのパターンがさらに拡大された（2/24。4/1 に 95 組織を追加）。4/8 の EAR 再改正により、パターン 1 のカテゴリーが拡大して全てのカテゴリーが対象となった。

○パターン 1：ロシア向けの直接製品規制

① 利用される技術・ソフト/プラントの要件 ⇒米国原産のカテゴリー 0～9 の ECCN 該当技術・ソフト（米国独自規制品を含む）

② 製造される製品の要件 ⇒ECCN 該当品目の全て。EAR99 は含まない。

○パターン 2：Entity List 掲載組織（ただし脚注 3 付記の軍事エンドユーザーのみ）向けの直接製品規制

⇒ロシアの 49 組織（2/24）＋ベラルーシの 2 組織（3/2）＋95 組織（4/1。ロシア 71、ベラルーシ 24） →ロシア計 120 組織、ベラルーシ 26 組織

※追加 95 組織については、「11」を参照。

① 利用される技術・ソフト/プラントの要件 ⇒ファーウェイ向けより大幅に拡大

・ 利用される技術・ソフト ⇒EAR 対象の ECCN 該当技術・ソフト（米国独自規制品を含む）

・ 利用されるプラント ⇒米国原産の ECCN 該当品目から直接製造されたプラント

② 製造される製品の要件 ⇒ECCN 該当品目の全て＋EAR99 を含む。

【33 カ国＋4 カ国の許可免除】

○今回の新たなロシア向けの直接製品規制は、日本、EU 加盟 27 カ国、英国、豪州、NZ、カナダの 32 カ国については、許可取得が免除された（2/24）。

○その理由として、「これらの 32 ヶ国が、自国法令により実質的に類似の輸出管理を実施することをコミット（約束）したこと」が挙げられている。

○日本政府は、2 月 26 日、3 月 1 日の 2 回にわたる閣議了解に基づいて、米国とほぼ同様の一連の輸出禁止等の措置を外為法により講じる旨を決定・公表している。

○もともと、ファーウェイ向けの直接製品規制は、極めて複雑で難解なスキームでありな

がら、域外適用により米国以外の産業界にも多大な影響が及んだことから、CISTEC 主導の下、日本の主要産業団体が連名で経済産業省に対して、米国に対して域外適用の抑制を働きかけるよう要請した経緯がある（20 年 11 月）。今回の免除措置は、経産省より米国政府との交渉によって措置されたものと推測される。

また、CISTEC としても、問題である旨を、訪米ミッションの機会や米国大使館を通じて説明し理解を求めてきたところである。

- なお、韓国は、2 月 24 日に規定の当初のリストには含まれていなかったが、米国 3 月 4 日(日本 5 日(土)AM)に、韓国が自国法令により実質的に類似の輸出管理を実施することをコミット(約束)したことを理由として、追加された。
- 更に、4 月 8 日に、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスが許可免除リストに追加された。

5. ロシア向けについての再輸出規制に関するデミニミス・ルールの新規制

【再輸出規制におけるデミニミス・ルールの計算方法】

- 再輸出規制のデミニミス・ルールは、米国原産品が一定割合（価額ベースで）を超えて組み込まれている品目を、非米国から第三国に輸出する際には、米国当局の許可が必要というもの。
- デミニミス値は、貨物、技術、ソフトウェアの 3 区分で、それぞれの区分ごとに計算する（一般的には 25%、テロ支援国は 10%）。
- そのデミニミス・ルールの比率計算の上で、分子としてカウントする必要があるのは、組み込まれた品目の内、シリア、北朝鮮、キューバ以外の国向けは、当該仕向国向けに原則として許可が必要になるリスト規制該当品目であることが必要とされている。

【今回の規制強化に伴うロシア向けについてのデミニミス・ルールの適用範囲拡大】

- 上記 1 で説明の通り、今回の改正により、EAR 対象かつ EAR 規制品目リスト(CCL)のカテゴリー3~9 に該当する品目(ただし、限定された除外あり)のロシア向け輸出、再輸出につき、(一定の許可例外に当たらない限り) 許可が必要になった（4 月 8 日にカテゴリー0~2 の該当品目も追加）。

このため、上記のデミニミス・ルールの原則に基づき、これらの品目が組み込まれた場合、原則として、その全てを分子としてカウントする必要があることになり、ロシア向けについてのデミニミス・ルールの適用範囲が大幅に拡大したことになる。

- 但し、日本、EU 諸国等の 32 カ国（その後 3 月 4 日に韓国が、4 月 8 日欧州 4 カ国が追加され計 37 カ国に）については、上記の例外として、日本、EU 諸国その他の 37 ヶ国からの再輸出の場合には、規制理由が AT（反テロ）だけである品目及び ECCN9A991 の品目（いずれも、日本等非米国、WA ではリスト規制非該当品目）はデ

- ミニミス・ルールの比率計算の分子としてカウントする必要がない旨も規定された。
- このように、37カ国については、デミニミス値の拡大の程度は相対的に抑えられたが、再輸出規制自体の適用が免除されるものではない。この点は、同じ再輸出規制である拡大直接製品規制が37カ国が許可免除となったこととは異なる。
 - ロシア向けのデミニミス値は、25%で維持されている。

6. ウクライナのいわゆる自称「ドネツク人民共和国」及び自称「ルガンスク人民共和国」向けについての規制の強化及び明確化

【従来の扱い】

- ウクライナ東部のいわゆる自称「ドネツク人民共和国」及び自称「ルガンスク人民共和国」（親ロシア派武装勢力が実効支配）については、2014年に既に Entity List に掲載されていた（注：Entity のリストであるが、地域を掲載する珍しいケース）。
- 同地域向けの EAR 対象品目（EAR99（リスト外規制品目）を含む）の輸出・再輸出・国内移転については、原則として不許可とされてきた。

【今回の改正内容】

- 今回の改正により、同地域が、EAR746章（懸念国・地域特別規制）の中の懸念地域の一つとして規制され、同地域向けの EAR 対象品目(ただし、食料、医薬品(EAR99のもの)等を除く)の輸出・再輸出・国内移転については、商務省 BIS 及び財務省 OFAC の双方の許可必要と規定された。
- 許可判断基準は、OFAC 発行の一般許可 6 種類以外は常に不許可（6 種類の場合は BIS がケースバイケースで判断）。

7. ロシア産業への新規制及び規制厳格化(米国 3 月 3 日、5 月 9 日)

【ロシア産業への新規制—その 1】(3 月 3 日)

- 新たに、油田・ガス田の電線・坑井装置やガス分離装置の関連機器・材料等の約 20 種の EAR 対象(EAR99 を含む)の品目のロシア向け輸出、再輸出、及び国内移転につき、許可が必要になった。
- 許可判断基準は、以下の通り。
 - ・健康・安全のために必要になりうる場合：ケース・バイ・ケースの判断基準。
 - ・上記以外の場合：常に不許可。

【従来から存するロシア産業への規制の許可判断基準の厳格化】(3月3日)

- 従来から存する下記の規制の許可判断基準が厳格化された。
 - ・従来の基準：原則として不許可(Presumption of denial)
 - ・新基準：健康・安全のために必要になりうる場合：ケース・バイ・ケース。それ以外は、常に不許可。
- 従来からの規制の概要

規定された一定の品目（エネルギー開発関連）の輸出、再輸出及び国内移転については、ロシアの深海（500 フィート以上）、北極圏近辺若しくはロシアのシェール層において、原油若しくはガスの探査若しくは生産に直接的しくは間接的に使用されることを知り若しくは知りうる場合又は使用されるかどうかを判断できない場合、許可が必要。

<上記品目の例> ※具体的規定品目は多数にのぼる。

掘削装置、水平掘削用部品、掘削・完成装置、海底処理装置、北極圏対応海洋装置、ワイヤーライン・ダウンホールモーター・関連装置、ドリルパイプ及びケーシング、水圧破碎用ソフトウェア、高圧ポンプ、地震探査装置、遠隔操作車両、圧縮機、膨張機、バルブ、ライザー等。

【ロシア産業への新規制—その2】(5月9日)

- 新たに、産業用エンジン、ボイラー、モーター、ファン、換気装置、ブルドーザー、木材製品等が20数ページに渡り追加された。
 - ロシアの軍事能力向上のための収入源の更なる制限、EUの規制との整合を図ること等を理由とする。

◎Expansion of Sanctions Against Russian Industry Sectors Under the Export Administration Regulations (EAR)

<https://public-inspection.federalregister.gov/2022-10099.pdf>

- 許可判断基準は、以下の通り。
 - ・健康・安全のために必要になりうる場合、人道上必要な場合：ケース・バイ・ケースの判断基準。
 - ・上記以外の場合：常に不許可。

8. ロシア 91 企業・団体等の Entity List(EL)への新規掲載(米国 3月3日)

- ロシアの91の企業・団体を、軍事・防衛関連理由で Entity List に掲載
- ロシアのセキュリティ・サービス、軍事・防衛部門、軍事・防衛のための研究開発等に
関与、貢献、支援していることを理由として、ロシア 91 企業・団体が EL に新たに掲

載された（EAR 対象品目の輸出・再輸出・国内移転は許可要）

○なお、これら企業・団体については、ロシア軍事エンドユーザー向けの新たな直接製品規制の適用はされていない。

※当初、「81 企業・団体」と記載したが、正しくは「91 企業・団体」

■ロシア以外の企業等を、ロシアの軍事・防衛への貢献・支援理由で Entity List に掲載

○同様の理由により、ベリーズ、エストニア、カザフスタン、ラトビア、マルタ、シンガポール、スロバキア、スペイン、イギリスの企業・団体も、EL に新たに掲載された。

9. 奢侈品(贅沢品)の新規制 (米国 3 月 11 日)

■ロシア・ベラルーシ向けの奢侈品(贅沢品)の輸出規制 (3 月 11 日)

○EAR 対象(リスト規制非該当品目である EAR99 を含む)で、規定された一定の奢侈品のロシア向け又はベラルーシ向けの輸出・再輸出・国内移転は、限定的な許可例外にあたらない限り、BIS の許可要 (必ず不許可)。

○ホワイトハウスが発表したファクトシートによれば、高級な腕時計、乗用車、衣服、アルコール飲料、宝飾品等が含まれ、年間の対ロシア輸出額は 5 億 5,000 万ドルに上る。

■一定の SDN リスト掲載者 (新興財閥・有害行為者) 向けの奢侈品輸出規制 (同)

○EAR 対象(EAR99 を含む)で、規定された一定の奢侈品の、関係各大統領令で制裁対象とした一定の SDN リスト掲載者(=新興財閥・有害行為者)(所在国を問わない)への輸出・再輸出・国内移転は BIS の許可要 (必ず不許可)。

○上記の SDN リスト掲載者との実質的な取引は制裁対象になる旨が、上記の各大統領令で規定されているので、非米国企業・団体・人の EAR 対象外品目の上記 SDN リスト掲載者との実質的取引は、BIS の許可対象にはならないが、OFAC による制裁対象になりうる。

10. EAR 対象航空機の公表と違反警告、違反航空会社の EL 掲載

■EAR 違反航空機の例示リストの第一次公表 (3/18)

○BIS が、米国 3 月 18 日に、EAR ロシア向け改正規定に違反して米国外からロシアに再輸出された EAR 対象航空機 (米国原産航空機又は一定の米国原産 CCL 品目を価格比率で 25%超組み込んだ非米国原産航空機)の例示のリスト(約 100 機)を公表。

○これらの航空機について行う保守等のサービス・関与の全てが、EAR 一般禁止事項 10

の規定により禁止され、BIS の許可なく行くと EAR 違反になる旨の警告を公表。

- 一般禁止事項 10 の骨子 ⇒輸出・再輸出された又は輸出・再輸出されようとしている EAR 対象品目に関し、輸出管理法令の違反が発生した／することを知り又は知りうる場合は、いかなる者も、当該品目の取引に関与することは禁止する旨。

■EAR 違反航空機の例示リストの第二次、第三次公表 (3/30、4/7)

- 続いて 3 月 30 日に、ロシア向け EAR 違反再輸出航空機例リスト改訂版を公表。
73 航空機を新たに追加。12 航空機を削除（自主的開示と許可取得による）。
- 更に、4 月 7 日に再改訂版を公表。追加、削除があり、リスト掲載機数は計 153 機（ロシア 146 機、ベラルーシ 7 機）となった。

■ロシア航空会社を DPL に掲載 (4/7、4/21)

- アエロフロート社等ロシア航空大手 3 社が、上記の違反航空機リスト掲載の航空機を警告にも関わらず運航し、EAR の重大な違反をしたとの理由で、DPL (Denied Persons List) に掲載 (4/7)。
- 続いて、貨物航空大手のアビアスタル社も DPL に掲載 (4/21)。
- これにより、非米国企業も EAR 対象品目の取引が禁止されることになった。

11. ロシア・ベラルーシ 120 企業等を Entity List 掲載／直接製品規制適用

■ロシア・ベラルーシ 120 企業等を Entity List 掲載 (4/1)

- 米商務省 BIS が、4 月 1 日に、航空宇宙、防衛、海事セクター等のロシア・ベラルーシ 120 企業・団体（ロシア 96、ベラルーシ 24）を Entity List (EL) に新規掲載。
- 電子部品や造船、コンピューター、ミサイルなどの生産や開発に携わる企業が中心。
- ロシア・ベラルーシ企業・団体の EL 掲載措置は計 260 件に。

■上記の内、95 企業等（ロシア 71、ベラルーシ 24）を直接製品規制対象に指定 (4/1)

- ロシア・ベラルーシ軍事エンドユーザー向けの直接製品規制対象に指定。
- 既に、2 月 24 日の第一次制裁の際に、49 企業・団体を、ロシア軍事エンドユーザー向け直接製品規制対象化（上記「4.」参照）。
- 2 月 24 日の措置と同様、日本を含む西側主要 33 カ国（4/8 に 37 カ国に）からの再輸出については、許可を免除（「自国法令により実質的に類似の輸出管理を実施することをコミットしたこと」が理由）。近々、外為法でも禁輸対象となるものと考えられる。

■【関連】ロシア制裁新方針と、ロシア 21 企業・団体、13 個人を SDN リスト掲載 (3/31)

○米財務省がロシア制裁拡大新方針を公表（3/31）

- ・従来、主要な制裁根拠としてきたロシアの有害活動制裁大統領令（21年4月公表）では、制裁対象分野として、技術セクター、防衛セクター・関連資材セクターが対象だったが、今回新たに、航空宇宙セクター、電子機器セクター、海洋セクターを追加する旨の新方針を公表。
- ・これは、従来から、これらのロシア産業セクターの企業・団体を Entity List に掲載してきている商務省の方針に合わせたものとの説明。
- ・各種制裁・禁輸等対象者リストの効力の相互適用を提言していた USCC 報告書に合致。

○ロシア 21 企業・団体、13 個人を SDN リスト掲載（3/31）

- ・21 企業・団体の内、15 企業・団体は、以前より、商務省 Entity List (EL) に掲載済。
- ・EL 掲載だけの場合は、非米国企業が純粹の日本原産品目等の EAR 対象外品目を同掲載者と取引することは制限されないが、新たに SDN リストに掲載されたことにより、EAR 対象外品目であっても同掲載者と実質的な取引をすることは制裁対象となる。
- ・技術セクター（4 企業）、拡散関与・脱法支援（17 企業、10 個人）、サイバー攻撃関与（3 個人）。
- ・技術セクター4 企業には、①ミクロン社（ロシア最大のマイクロエレクトロニクス製造・輸出企業（50%以上輸出）でありロシア最大のチップメーカー。ロシアの決済システム「ミール」用半導体も供給）、②MERI（コンピューター、探索・ナビゲーション機器の研究機関）、③Tプラットフォームズ（防衛産業向けスパコン企業）を含む。
- ・その他、軍向けの軍民両用品調達ネットワークの統括企業セルニア・エンジニアリングなどが含まれる。

■米国 EAR に基づくベラルーシ向け輸出規制拡大の概要

1. ベラルーシ向けについての最近のロシア向け改正と同様・パラレルな改正強化

- 要許可品目の大幅な拡大
- 新たな EAR 直接製品規制の追加・拡大
- デミニミス・ルールの新規制

2. ベラルーシ向けについての軍事エンドユース・軍事エンドユーザー規制及び軍事諜報エンドユース・軍事諜報エンドユーザー規制の新設

- 規制内容はロシア向け規制と同様。
- 対象品目も全ての EAR 対象品目(EAR99 を含む。ただし、EAR99 にあたる食料、医薬品は除く)。

3 ベラルーシが属する国グループの変更・厳格化

- 従来 A:4 国(NSG 加盟国の内の一定国)リストに掲載されていたが、今回の改正により、削除。
- 従来 D:2 国(核懸念国)リスト及び D:4 国(ミサイル技術懸念国)リストに掲載されていなかったが、今回の改正により、これらに追加。

4. ベラルーシ向けにつき許可例外 CCD(一定の消費者用コミュニケーション機器の許可例外)を適用可能化

- 許可例外 CCD は、従来、キューバ、ロシア向けだけに適用可能であったが、今回の改正により、ベラルーシ向けの場合にも適用可能に。
- ただし、ベラルーシ政府、ベラルーシ政府によって管理又は支配されている組織、ベラルーシの官吏向けの場合は適用不可。

5. ベラルーシ企業の Entity List(EL)への新規掲載

- 2月24日に、ベラルーシ2企業が新たに EL に掲載。これにより、これらの2企業への EAR 対象品目の輸出・再輸出・国内移転は、新たに、原則として許可要となった。
- また、これらの2企業については、ロシア向けと同様の新たな直接製品追加規制が適用されることになった。
- 4月1日に、ベラルーシ 24 企業・団体を追加掲載。新たな直接製品追加規制も適用。

参考 1 EU のロシア向け輸出規制概要

22 年 2 月 25 日発表分

以下では、プレス発表に基づき、各セクターごとの制裁内容を記載しているが、ロシア向け輸出・技術支援、ロシアのための輸出・技術支援であれば、これらのセクターへの輸出・技術支援でなくとも規制される。

また、仲介規制も適用され、さらに、これらの輸出・技術支援・仲介のための融資・金融支援も規制される。

(1) エネルギー・セクターへの制裁

- ・ 石油精製における一定の製品及び技術のロシアへの販売、供給、移転、輸出を禁止し、関連サービスの提供を制限。
- ・ このような輸出禁止により、ロシアの石油部門に打撃を与え、ロシアが石油精製所の更新を不可能にすることを意図。

(2) 運輸セクターへの制裁

- ・ 航空・宇宙産業における製品及び技術の輸出を禁止し、それらの製品および技術に関連する保険、再保険及び保守サービスの提供を禁止。関連する技術的・財政的支援の提供も禁止。

(ロシアの航空会社への全ての航空機、保守用部品、機器の販売の禁止を含む)

- ・ ロシアの現在の商用航空機の 4 分の 3 が EU、米国及びカナダで製造されているので、上記の禁止は、ロシア経済の主要セクターの 1 つにダメージを与えることになる。

(3) 技術セクターへの制裁

- ・ 軍民両用の製品及び技術の輸出の規制を更に強化。ロシアの防衛・安全保障セクターの技術強化に寄与する可能性のある一定の製品及び技術の輸出も更に規制。

(この輸出規制には、半導体、先端電子機器、暗号デバイス用のソフトウェア、ドローン、ドローン用のソフトウェア、最先端技術等の規制が含まれる。)

- ・ 軍事産業基盤企業・団体の制裁リストの拡大

上記以降分

■ 3 月 9 日付け措置

- 海上航海用の物品及び無線通信技術のロシアへの輸出、ロシアにおける利用のための輸出、及びロシア籍船における利用のための輸出の禁止。

■3月15日付け措置

- 一定品目の輸出等についての禁止企業・団体（軍事産業基盤企業・団体）リストへの新規掲載
 - ・3月11日時点では64企業・団体であったが、3月15日改正により、新たに76企業・団体が追加され、合計140企業・団体になった。
- 新たな取引禁止企業・団体リストの創設
 - ・原則として、全ての取引が禁止される企業・団体リストが創設され、12企業・団体（いずれも国営）が規定。これらの企業・団体の代理として又はその指示の下で活動している企業・団体との全ての取引も原則として禁止（一定の例外あり）。
 - ・本12企業・団体に株式・持分を50%超保有されているEU外企業・団体との全ての取引、及びこれらの企業・団体の代理として又はその指示の下で活動している企業・団体との全ての取引も原則として禁止。
 - ・ただし、2022年3月16日より前に締結した契約に基づく取引は、2022年5月15日までは、その他の規制・禁止にあたらぬ限り、禁止されない。
- 一定の鉄鋼製品の輸入・購入・移送等の禁止
 - ・一定の鉄鋼製品であって、ロシア原産又はロシア所在のものの輸入、購入及び移送並びにこれらの行為に関する技術支援、仲介、融資等の金融支援、保険、再保険等が禁止（一定の例外あり）。
- 300ユーロ超の奢侈品(贅沢品)の販売・輸出等の禁止
 - ・一定の奢侈品(贅沢品)であって、かつ、300ユーロ超の製品のロシアへの又はロシアでの利用のための販売、供給、移転、輸出が、原則として禁止。
- 油田、ガス田の探索・掘削等のための一定の品目の輸出規制の改正

■4月8日付け措置

- ロシア産業に貢献しうる品目のロシアへの輸出・販売・供給・移転禁止
- 先端技術品目等のロシアへの輸出・販売・供給・移転禁止
 - ・量子コンピューター、先端半導体、先端電子機器、先端ソフトウェア、付加的製造のための製造装置等を含む。
- ジェット燃料及び燃料添加剤のロシアへの輸出・販売・供給・移転の原則禁止

参考 2 日本のロシア向け輸出規制概要

■22年2月26日付け閣議了解に基づくロシア向け措置の内容

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/220226_sankou2.pdf

(1)資産凍結等の措置

- ・「ドネック人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)関係者として指定された24個人/ロシア連邦の団体1団体が対象
- ① 支払規制：指定者に対する支払等を許可制に。
- ② 資本取引規制(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制に。

(2)両「共和国」との輸出入禁止措置

(3)ロシア連邦政府等による我が国における新規の証券の発行・流通禁止措置

(4)ロシア連邦の特定の銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置

(5)国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置

国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出及び役務の提供について、審査手続を一層厳格化するとともに、輸出の禁止等に関する措置を導入する。

■22年3月1日付け閣議了解に基づくロシア向け措置の内容

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100308180.pdf>

(1)資産凍結等の措置

- ・ロシア連邦の関係者(6個人)、特定銀行(3団体)が対象
- ① 支払規制：指定者に対する支払等を許可制に。
- ② 資本取引規制(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制に。

(2)特定団体への輸出等に係る禁止措置

外務省告示指定の「ロシア連邦の特定団体」49団体への輸出等に係る禁止措置を導入
先ずは、同団体への輸出に係る支払の受領等の禁止措置を令和4年3月8日から実施

(3)ロシア連邦の軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置

■22年3月3日付け閣議了解に基づくロシア向け措置の内容

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009291.html

(1)資産凍結等の措置

- ・ロシア連邦関係者(18個人)、ロシア連邦の特定銀行(4団体)、ベラルーシ共和国関係者(7個人・2団体)、両「共和国」(自称)の関係者(30個人)が対象。
- ① 支払規制：指定者に対する支払等を許可制に。
- ② 資本取引規制(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制に。

(2)国際輸出管理レジームの対象品目のベラルーシ共和国向け輸出の禁止等に関する措置

国際輸出管理レジームの対象品目のベラルーシ共和国向け輸出及び役務の提供につい

て、審査手続を一層厳格化するとともに、輸出の禁止等に関する措置を導入する。

■22年3月8日付け閣議了解に基づくロシア・ベラルーシ向け措置の内容

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000748.html

- (1) 資産凍結等の措置
 - ・ロシア連邦関係者（20 個人・2 団体）、ベラルーシ共和国関係者（12 個人・10 団体）が対象。
 - ① 支払規制：指定者に対する支払等を許可制に。
 - ② 資本取引規制（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制に。
- (2) ロシア連邦向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置
ロシア連邦向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置を導入。
- (3) 「ベラルーシ共和国の特定団体」への輸出等に係る禁止措置
外務省指定の「ベラルーシ共和国の特定団体」2 団体への輸出等に係る禁止措置導入
先ずは、同団体への輸出に係る支払の受領等の禁止措置を令和4年3月15日から実施
- (4) ベラルーシ共和国の軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置

■22年3月25日付け閣議了解に基づくロシア向け措置の内容

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001094.html

- (1) 資産凍結等の措置
 - ・ロシア連邦関係者（25 個人）が対象。
 - ① 支払規制：指定者に対する支払等を許可制に。
 - ② 資本取引規制（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制に。
- (2) ロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置
外務省告示指定の「ロシア連邦の特定団体」81 団体への輸出等に係る禁止措置を導入。
- (3) ロシア連邦への奢侈品の輸出禁止措置
ロシア連邦に対する奢侈品の輸出を禁止する措置を導入。

■22年5月10日付け閣議了解に基づくロシア向け措置の内容

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009359.html

- (1) 資産凍結等の措置
 - ・ロシア連邦の関係者（8 個人）、「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）の関係者（133 個人）が対象

① 支払規制：指定者に対する支払等を許可制に。

② 資本取引規制（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制に。

(2) ロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置

外務省告示の「ロシア連邦の特定団体」71 団体への輸出禁止を導入。

(3) ロシア連邦への先端的な物品等の輸出等の禁止措置

ロシア連邦への先端的な物品等の輸出等の禁止措置を導入する。